

徳島県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地		開設者	施設の種類	変更年月日
	旧	新			
特別養護老人ホーム水の花荘	那賀郡那賀町鮎川字蛭子五〇一	那賀郡那賀町延野字大原四〇一	社会福祉法人丹生谷会	地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設	平成三十年四月一日